府令・省令

○内閣府総務省令第四号
文部科学省令第四号

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）、日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）及び雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五号）の一部の施行に伴い、並びに地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百七条第一項及び第百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　**直人**
総務大臣　原口　一博
文部科学大臣　川端　達夫

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府文部省自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

第百十五条の二第一項中「（同項ただし書の規定により支給される金額に相当する部分を除く。）」を削り、同条第四項及び第五項を削る。

第百六十二条の三第六項及び第百六十二条の四第三項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第百七十七条中「第二十八条、第二十八条ノ七から第二十九条ノ二まで、第二十九条ノ四、第二十九条ノ六、第三十一条ノ二又は第三十一条ノ三から第三十一条ノ六まで」を「第五十三条（第四項を除く。）、第六十一条から第六十五条まで、第六十八条、第七十六条、第七十九条、第八十二条又は第八十三条」に改める。

第百七十八条第一項中「第二十九条ノ五第一項」を「第六十六条」に、「第二十八条ノ三第一項」を「第五十五条第一項」に、「第二十八条ノ六第二項」を「第六十条第二項」に、「第二十八条ノ七第二項」を「第六十一条第二項」に、「第二十八条ノ八第二項」を「第六十二条第二項」に、「第二十九条第二項」を「第六十三条第二項」に、「第二十九条ノ三第一項」を「第六十四条第二項」に、「第二十九条ノ四第四項」を「第六十五条第四項」に改める。

附　則

この命令は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、第百十五条の二の改正規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

○内閣府令・法務省令第一号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十八号）の施行に伴い、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第二条第一項において準用する信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第十一条第十一項の規定に基づき、信託兼営金融機関営業保証金規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　**直人**
法務大臣　千葉　景子

信託兼営金融機関営業保証金規則の一部を改正する命令

信託兼営金融機関営業保証金規則（平成十六年内閣府法務省令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「第十四条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

附　則

この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

○内閣府、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省令第三号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十八号）の施行に伴い、並びに中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　**直人**
財務大臣　藤井　裕久
厚生労働大臣　長妻　昭
農林水産大臣　赤松　広隆
経済産業大臣　直嶋　正行
国土交通大臣　前原　誠司
環境大臣　小沢　鋭仁

中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令

中小企業等協同組合法施行規則（平成二十年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十二条」を「第五十二条の二」に、「第六章　解散及び清算並びに合併（第百七十一条―第百八十二条）」を

「第六章　解散及び清算並びに合併（第百七十一条―第百八十二条）
第六章の二　指定紛争解決機関
第一節　通則（第百八十二条の二―第百八十二条の五）
第二節　業務（第百八十二条の六―第百八十二条の十三）
第三節　監督（第百八十二条の十四・第百八十二条の十五）」

に改める。

第十四条の次に次の一条を加える。

（特定火災共済事業等に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）

第十四条の二　法第九条の七の三第二項第一号に規定する苦情処理措置として主務省令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一　次に掲げるすべての措置を講じること。

イ　特定火災共済事業等関連苦情（特定火災共済事業等（法第六十九条の二第六項第五号に規定する特定火災共済事業等をいう。第四号及び次項第一号において同じ。）に関する苦情をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

ロ　特定火災共済事業等関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するための内部規則（当該業務に関する特定火災共済協同組合（法第六十九条の二第六項第二号に規定する特定火災共済協同組合をいう。第三項、第四十七条第一項第十二号、第百五十五条及び第百六十六条第一項第五号ニにおいて同じ。）内における責任分担を明確化する規定を含むものに限る。）を整備すること。

ハ　特定火災共済事業等関連苦情の申出先を利用者（法第九条の七の三第二項第一号に規定する利用者をいう。第五十二条の二第一項第一号ハにおいて同じ。）に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの内部規則を公表すること。

二　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第七十九条の十二において準用する同法第七十七条第一項の規定により認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。次項第一号及び第五十二条の二において同じ。）が行う苦情の解決により特定火災共済事業等関連苦情の処理を図ること。

三　消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第十九条第一項又は第二十五条に規定するあっせんにより特定火災共済事業等関連苦情の処理を図ること。